

○岡山県警察交通管制センターの運営及び広域交通管制の運用要綱の制定について(通達)

(平成 29 年 3 月 16 日岡規第 93 号警察本部長例規)

各部長  
首席監察官  
総務統括官  
各所属長

この度、岡山県警察交通管制センターの運営及び広域交通管制の運用要綱を別添のとおり制定し、平成 29 年 3 月 22 日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

岡山県警察交通管制センターの運営及び広域交通管制の運用要綱

## 1 目的

この要綱は、岡山県警察交通管制センター(以下「管制センター」という。)の運営及び広域交通管制の運用について必要な事項を定め、道路交通に関する各種情報を迅速、的確に収集し、交通実態に即応した交通管制を実施し、もって交通の安全と円滑を図ることを目的とする。

## 2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

### (1) 広域交通管制

道路における交通上の危険な事態又は著しい交通渋滞の発生により、その影響が 2 以上の警察署管内に及び、若しくはそのおそれがある場合に、交通の安全と円滑を確保するため、広域的かつ総合的に実施する交通対策をいう。

### (2) 交通情報

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 109 条の 2 第 1 項の規定により、公安委員会が車両の運転者に対して提供する交通障害情報、道路使用情報及び交通渋滞情報をいう。

### (3) 交通障害情報

自然災害、異常気象、交通事故その他の事由に基づく道路の通行の不能、禁止及び制限(以下「交通障害」という。)に関する情報(道路使用情報を除く。)をいう。

### (4) 道路使用情報

道路における工事若しくは作業又は競技会等の開催に伴う道路の使用(以下「道路使用」という。)に関する情報をいう。

### (5) 交通渋滞情報

交通渋滞(車両の過度集中、道路工事、事故等の事由により、道路上における車両の交通が滞り、速度がおおむね 20 キロメートル毎時以下になっている状態をいう。以下同じ。)に関する情報をいう。

(6) 交通渋滞度

交通の渋滞度合をいい、別表第 1 に定める車列の長さによって区分する。

(7) 交通管制機器

交通管制を実施するための装置で、中央装置(電子計算機及びその周辺装置、中央表示板、管制卓等をいう。)、端末装置(車両感知器、集中制御用交通信号機、集中制御用交通情報提供装置、交通監視用テレビカメラ等をいう。)及び付帯設備をいう。

3 運用管理責任者

管制センターの運用管理責任者は、交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)とする。

4 業務

管制センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交通管制システムの調査及び企画に関すること。
- (2) 交通管制システムの運用改善及び維持管理に関すること。
- (3) 電子計算機システムによる交通信号機の集中制御及び交通管制機器の操作に関すること。
- (4) 交通管制機器の設置及び改良に関すること。
- (5) 交通情報の収集、分析及び広報に関すること。
- (6) 交通障害又は交通渋滞事案の処理に関すること。
- (7) 緊急時の交通管制に関すること。
- (8) 交通信号機の現示照会に関すること。
- (9) 制限外積載車の通行可否の照会に関すること。
- (10) 交通信号機の新設、移設、更新、改良及び修繕に関すること。
- (11) その他交通管制に関すること。

5 岡山県警察本部交通部交通規制課交通管制センター長の任務

岡山県警察本部交通部交通規制課交通管制センター長は、交通規制課長の命を受け、4 に定める業務を総括するとともに次に掲げる任務を行う。

- (1) 管制センターの運用に関する企画及び立案
- (2) 現場の警察官及び交通巡視員(以下「警察官等」という。)に対する交通管制に関する指示
- (3) 地域部通信指令課との連絡及び調整
- (4) 管制センターに勤務する職員の指導教養

6 勤務要領

管制センターに勤務する職員の勤務要領は、別に定める。

## 7 集中制御用交通信号機の現示管理

- (1) 交通規制課長は、管制センターにおいて制御する地域制御用交通信号機及び路線自動感应系統交通信号機(以下「集中制御用交通信号機」という。)の現示管理を行うものとする。
- (2) 警察署長は、特別の交通事情により、集中制御による信号現示により難しい場合で、手動操作、閃光制御によって運用しようとする場合又は集中制御用交通信号機以外の交通信号機の現示及び運用方法を変更する場合は、事前に交通部長に報告するものとする。

## 8 集中制御用交通情報提供装置等の運用管理

交通規制課長は、管制センターにおいて制御する集中制御用交通情報提供装置、交通監視用テレビカメラ等の運用管理を行うものとする。

## 9 広域交通管制計画の策定

交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長(以下「高速隊長」という。)及び警察署長は、交通障害、道路使用又は交通渋滞(以下「交通障害等」という。)が発生した場合に迅速・的確な広域交通管制措置が講じられるように交通規制、う回路の設定等広域交通管制計画を策定するものとする。

## 10 交通情報の収集

交通規制課長は、交通管制システムにより交通情報を収集するほか、道路管理者、道路交通関係機関等と密接な連携を保ち、県内及び隣接県の主要幹線道路における交通情報を広域的に収集するものとする。

## 11 交通情報の事前報告

交通部交通機動隊長、高速隊長及び警察署長(以下「警察署長等」という。)は、日常の業務を通じて収集した情報のうち、道路交通に影響を及ぼすことが予想されるものについては、交通障害情報等報告書(別記様式)により交通部長に速やかに報告するものとする。

## 12 交通情報の即時報告

- (1) 警察署長等は、収集した交通情報が次に掲げる場合に該当するときは、交通障害情報等報告書の項目に従い、交通部長に速報するものとする。
  - ア 1時間以上に及ぶ交通障害若しくは交通渋滞が発生し、又は発生するおそれがある場合
  - イ 交通渋滞度2以上の交通渋滞が発生し、又は発生するおそれがある場合
  - ウ 道路使用により交通渋滞が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 警察官等は、通常勤務を通じて交通情報の収集に努め、その情報が(1)に掲げる場合に該当するときは、混雑緩和又は危険防止のために必要な措置をとり、その状況及び障害が解消するまでの経過を所轄警察署長に速報するものとする。

(3) 地域部通信指令官は、警察通報用電話(110番)、無線自動車等から交通情報を受理したときは、管制センターに通報するものとする。

### 13 交通情報の定時報告と報告すべき対象道路

(1) 交通規制課長は、交通渋滞が恒常的又は季節的に発生する場所及び交通管制を行うため特に必要と認められる場所について、交通情報を収集すべき地点及び路線(以下「交通情報収集地点等」という。)並びに期間及び時間を指定することができるものとする。

(2) (1)の指定があったときは、交通情報収集地点等を管轄する警察署長は、定時ごとの交通情報を収集し、交通部長に報告するものとする。

### 14 初動措置

(1) 交通規制課長及び警察署長等は、交通障害等が発生し、著しく交通に支障を及ぼすことが予想されるときは、速やかに現場及び付近の交通要点に警察官を配置し、通行の禁止又は制限、う回誘導、集中制御用交通信号機の手動操作、現場広報等交通の安全及び円滑を図るために必要な措置を講じなければならない。

(2) 交通規制課長及び警察署長等は、(1)の場合において道路管理者による通行の禁止又は制限等の措置が必要であると認めるときは、その状況を当該道路管理者に通報するものとする。

### 15 交通管制の指示

(1) 交通規制課長は、12により報告のあった交通情報のうち、緊急に措置する必要があると認めるときは、直接現場に配置された警察官等に対して手信号又は信号機の手動操作、う回誘導、通行の禁止又は制限等必要な措置をとるよう指示することができる。

(2) 交通規制課長は、(1)の指示を行ったときは、事後速やかに当該警察官等の所属長にその旨を通報するものとする。

### 16 広域交通管制の実施

(1) 交通部長は、11から13までの報告のうち、交通障害等が2以上の警察署の管轄に及ぶおそれがあり、かつ、交通の規制を広域的に行う必要があると認めるときは、関係警察署を指定して、警察官等の配置、車両のう回誘導、交通規制等について指揮し、警察署間の調整を行うものとする。

(2) 交通部長は、広域交通管制を実施する場合において必要があると認めるときは、関係所属長に対して要員の派遣、資機材の差し出し等、所要の指示を行うものとする。

### 17 通報

(1) 交通規制課長は、交通障害等の事案が広域化し、又は広域化するおそれがある場合は、広域交通管制要領(平成4年9月25日警察庁丙規発第36号、丙都交発第39号)に基づき処理するものとする。

(2) 交通規制課長は、警備実施及び警衛、警護等の実施に必要と認められる交通情報を収集したときは、関係所属長に通報するものとする。

(3) 交通規制課長及び警察署長等は、収集した交通情報により、交通障害等が広域化するおそれがあると認めるときは、関係警察署長等に対してその状況を通報するものとする。

#### 18 情報の提供

交通規制課長は、収集した交通情報のうち必要と認めるものについては、日本道路交通情報センター、報道関係機関等を通じて車両の運転者等に広報するとともに、道路交通関係機関、団体等に対して積極的に交通情報を提供し、効果的活用を図るものとする。

#### 19 交通情報資料の保存

管制センターで収集した交通情報資料の保存期間は、別表第2のとおりとする。

20 交通規制課長及び警察署長等は、所属の職員に対し、交通情報の収集、報告要領及び現場措置の実施要領について随時教養訓練を実施し、その習熟に努めるものとする。

#### 21 文書の保存

交通障害情報等報告書は、交通部交通規制課において1年間保存するものとする。